第２章　旭川の子どもを育む教育課程

Ⅰ　社会に開かれた教育課程の実現

それぞれの学校において，必要な学習内容をどのように学び，どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にしながら，社会との連携及び協働によりその実現を図っていく，「社会に開かれた教育課程」を目指すことが示された。

－　「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて　－

1　社会や世界の状況を幅広く視野に入れ，よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を持ち，教育課程を介してその目標を社会と「共有」していくこと。
2　これからの社会を創り出していく子どもたちが，社会や世界に向き合い関わり合い，自らの人生を切り拓いていくために求められる資質・能力とは何かを，教育課程において「明確化」し育んでいくこと。
3　教育課程の実施に当たって，地域の人的・物的資源を活用したり，放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図ったりし，学校教育を学校内に閉じずに，その目指すところを社会と「共有・連携」しながら実現させること。

小学校学習指導要領解説「総則編」　Ｐ２・６・７
中学校学習指導要領解説「総則編」　Ｐ２・６・７

旭川市では…

－　「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた取組　－

1　目標を社会と「共有」

旭川市立小・中学校教育課程編成の指針

・　本指針の作成に当たって，学校関係者（教員と教育委員会職員）に加え，保護者や地域住民組織の代表者，学識経験者，企業関係者で構成した懇談会を設置し，協議した。

旭川市小中連携・一貫教育推進プラン

・　中学校区の小・中学校だけでなく，保護者や地域とも目標や地域素材・人材などを共有して取組を進めることができるよう，「小中連携・一貫教育推進プラン実践シート」を作成した。また，本シートについては，保護者や地域にも配付して活用できるよう，リーフレット形式にした。

あさひかわラーニングマップ

・　各教科等について，義務教育９年間で「何を学ぶか」を分かりやすく示した「学びの地図」。
　児童生徒や保護者，地域の方々が教育内容（本市のスタンダード）を理解し，学びを進めたり，教育活動に参画したりするために活用できるようにした。

資料編２　「あさひかわラーニングマップ」

2　求められる資質・能力を「明確化」

旭川市立小・中学校教育課程編成の指針

・　本指針で，旭川市が目指す「育成を目指す資質・能力」を示した。

3　教育課程の実施に当たって，社会と「共有・連携」

教育活動人材活用促進事業（人材リスト）

- 各学校の特色ある教育活動の充実に資するため，教育課程の実施に必要な人材の活用を促進し，学校が保有している情報を整理したり，市民からの情報を収集するなどして人材リストを作成し，全小・中学校に配付した。

地域の教育資源（人材，施設等）の活用

【人材】

- 教育活動人材活用促進事業の人材リストに，環境部などの関係部局やＮＰＯ法人，旭川市ＰＴＡ連合会と連携して集約した人材リストの情報を加えて，「あさひかわ子どもの学び人材リスト」を作成した。

【施設】

- 市有施設の教育機能及び学校における活用状況等について，各学校の教育活動に活用できるよう，教科・領域等を示した一覧にまとめて，「あさひかわ子どもの学び施設リスト」を作成した。

資料編３　「あさひかわ子どもの学び人材リスト」
資料編４　「あさひかわ子どもの学び施設リスト」

本校では…

1　目標を社会と「共有」

本校では，…

2　求められる資質・能力を「明確化」

本校では，…

3　教育課程の実施に当たって，社会と「共有・連携」

本校では，…

Ⅱ　カリキュラム・マネジメントの充実

学校全体として，児童生徒や学校，地域の実態を適切に把握し，教育内容や時間の配分，必要な人的・物的体制の確保，教育課程の実施状況に基づく改善などを通して，教育活動の質を向上させ，学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントに努めることが示された。

－　カリキュラム・マネジメントの「三つの側面」　－

1　児童生徒や学校，地域の実態を適切に把握し，教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと。
2　教育課程の実施状況を把握してその改善を図っていくこと。
3　教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともに，その改善を図っていくこと。

小学校学習指導要領解説「総則編」　Ｐ４０
中学校学習指導要領解説「総則編」　Ｐ４０

1　児童生徒や学校，地域の実態を適切に把握すること

学校の教育目標など教育課程の編成の基本となる事項を定めることが示された。

－　児童生徒や学校，地域の実態を適切な把握等　－

各種調査結果やデータ等に基づき，児童生徒の姿や学校及び地域の現状を定期的に把握したり，保護者や地域住民の意向等を的確に把握した上で，学校の教育目標など教育課程の編成の基本となる事項を定める。

小学校学習指導要領解説「総則編」　Ｐ４１
中学校学習指導要領解説「総則編」　Ｐ４１

2　カリキュラム・マネジメントの三つの側面を通して，教育課程に基づき組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図っていくこと

カリキュラム・マネジメントを効果的に進めるために，何を目標として教育活動の質の向上を図っていくのかを明確にすることが重要であり，教育課程の編成の基本となる学校の経営方針や教育目標を明確にし，家庭や地域とも共有していくことが示された。

－　教育課程に基づき，組織的かつ計画的に取組を進めるために　－

教育課程の編成を含めたカリキュラム・マネジメントに関わる取組を，学校の組織全体の中に明確に位置付け，具体的な組織や日程を決定していくことが重要となる。校長の方針の下，校内の組織及び各種会議の役割分担や相互関係を明確に決め，職務分担に応じて既存の組織を整備，補強したり，新たな組織を設けたりすること，また，分担作業やその調整を含めて，各作業ごとの具体的な日程を決めて取り組んでいくことが必要である。

小学校学習指導要領解説「総則編」　Ｐ４１・４２
中学校学習指導要領解説「総則編」　Ｐ４１・４２

（1）教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと

各学校においては，教育課程に基づき，組織的かつ計画的に取組を進めるためには，教育課程の編成を含めたカリキュラム・マネジメントに関わる取組を，学校の組織全体の中に明確に位置付け，具体的な組織や日程を決定していくことなどが示された。

（2）教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと

各学校においては，改善方針を立案して実施していくことが示された。

－　教育課程の評価・改善に当たって　－

1　各種調査結果やデータ等を活用して，児童や学校，地域の実態を定期的に把握し，そうした結果等から教育目標の実現状況や教育課程の実施状況を確認し分析して課題となる事項を見いだし，改善方針を立案して実施すること。
2　学校評価と関連付けながら実施すること。

小学校学習指導要領解説「総則編」　Ｐ４２・４３
中学校学習指導要領解説「総則編」　Ｐ４２・４３

（3）教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくこと

各学校においては，地域でどのような子供を育てるのかといった目標を共有し，地域とともにある学校づくりが一層効果的に進めていくことが示された。

－　教育課程の実施に当たって　－

1　人材や予算，時間，情報といった人的又は物的な資源を，教育の内容と効果的に組み合わせていくこと。
2　学校規模，教職員の状況，施設設備の状況などの人的又は物的な体制の実態を十分考慮すること。
3　教師の指導力，教材・教具の整備状況，地域の教育資源や学習環境（近隣の学校，社会教育施設，児童生徒の学習に協力することのできる人材等）などについて具体的に把握して，教育課程の編成に生かすこと。

小学校学習指導要領解説「総則編」　Ｐ４３
中学校学習指導要領解説「総則編」　Ｐ４３

旭川市では…

－　カリキュラム・マネジメントに関わる本市の取組及び学校の取組例　－

《側面１　教科横断的な視点》

教育活動概要マップ

・　学校行事や各教科等の単元・題材等の実施時期や内容を年間指導計画を表にまとめたもの

道徳教育全体計画別葉

・　道徳科を中心に，各教科・領域や行事等との関連を年間レベルで１枚の表にまとめたもの

スタート・カリキュラム

・　小学校入学段階における学習面や精神面の自立を図るための「生活科」を中心した合科・関連的な指導及び授業時間の弾力化等の工夫

小中接続カリキュラム

・　小学校６年生から中学校１年生への接続をスムーズにするため，道徳科や特別活動を中心とした授業改善，単元末テストからより中期・長期の評価テストへの移行などの工夫，教科担任制やホームルームなど指導面の工夫

あさひかわラーニングマップ

資料編２　「あさひかわラーニングマップ」

《側面２　実施状況の評価・改善の視点》

各種調査結果やデータ等の活用

・　全国学力・学習状況調査結果，標準学力検査，知能検査，道徳性検査，スポーツテスト，子ども理解支援ツール「ほっと」，学級集団アセスメントＱ－Ｕ等を活用して，実態を客観的に把握・分析し改善方針を立案・実施している。

学校評価の報告，諸調査等の結果を踏まえた指導・助言及び支援

・　各学校が，校内の取組を通して比較的短期で改善できるもののほか，教育委員会が主体となって長期的な改善を図ることが必要なものもあることから，学校訪問指導や諸調査等に基づき，指導・助言や支援を行う。

《側面３　人的・物的な体制の確保の視点》

「生活科」，「総合的な学習の時間」年間指導計画

教育活動人材活用促進事業（人材リスト）

あさひかわ子どもの学び人材リスト

あさひかわ子どもの学び施設リスト

資料編３　「あさひかわ子どもの学び人材リスト」
資料編４　「あさひかわ子どもの学び施設リスト」

本校では…

ー　本校における「カリキュラム・マネジメント」　ー

1　児童生徒や学校，地域の実態の適切な把握

本校では，…

2　カリキュラム・マネジメントの三つの側面に基づく教育活動の質の向上

側面１　教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと

本校では，…

側面２　教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと

本校では，…

側面３　教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくこと

本校では，…

Ⅲ　育成を目指す資質・能力の明確化

知・徳・体にわたる「生きる力」を子どもたちに育むために「何のために学ぶのか」という各教科等を学ぶ意義を共有しながら，授業の創意工夫や教科書等の教材の改善を引き出していくことができるようにするため，全ての教科等の目標及び内容を「知識及び技能」，「思考力，判断力，表現力等」，「学びに向かう力，人間性等」の三つの柱で再整理された。

－　育成を目指す資質・能力の「三つの柱」　－

1　知識及び技能が習得されるようにすること
　～ 何を理解しているか，何ができるか ～
2　思考力，判断力，表現力等を育成すること
　～ 理解していること・できることをどう使うか ～
3　学びに向かう力，人間性等を涵養すること
　～ どのように社会・世界と関わり，よりよい人生を送るか ～

1　知識及び技能が習得されるようにすること

確かな学力のみならず「生きる力」全体を支えるものであることから，各教科等において育成することを目指す「知識及び技能」とは何かが，発達の段階に応じて学習指導要領において明確にされた。

－　「知識及び技能」に関する考え方　－

各教科等の指導に当たっては，学習に必要となる個別の知識については，教師が児童の学びへの興味を高めつつしっかりと教授するとともに，深い理解を伴う知識の習得につなげていくため，児童がもつ知識を活用して思考することにより，知識を相互に関連付けてより深く理解したり，知識を他の学習や生活の場面で活用できるようにしたりするための学習が必要となる。（中略）

技能についても同様に，一定の手順や段階を追っていく過程を通して個別の技能を身に付けながら，そうした新たな技能が既得の技能等と関連付けられ，他の学習や生活の場面でも活用できるように習熟・熟達した技能として習得されるようにしていくことが重要となるため，知識と同様に「深い学び」が必要となる。

小学校学習指導要領解説「総則編」　Ｐ３７・３８
中学校学習指導要領解説「総則編」　Ｐ３７・３８

2　思考力，判断力，表現力等を育成すること

各教科等の特質に応じて育まれるようにするとともに，教科等横断的な視点に立って，それぞれの過程について，学習の基盤となる資質・能力や現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成を目指す中で育まれるようにすることが示された。

小学校学習指導要領解説「総則編」　Ｐ３８・３９
中学校学習指導要領解説「総則編」　Ｐ３８・３９

― 教科等横断的な視点に立った資質・能力 ―

1　学習の基盤となる資質・能力
（1）言語能力
（2）情報活用能力
（3）問題発見・解決能力　等
2　現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力
（1）健康・安全・食に関する力
（2）主権者として求められる力
（3）新たな価値を生み出す豊かな創造性
（4）グローバル化の中で多様性を尊重するとともに，現在まで受け継がれてきた我が国固有の領土や歴史について理解し，伝統や文化を尊重しつつ，多様な他者と協働しながら目標に向かって挑戦する力
（5）地域や社会における産業の役割を理解し地域創生等に生かす力
（6）自然環境や資源の有限性等の中で持続可能な社会をつくる力
（7）豊かなスポーツライフを実現する力　等

資料編８
「各教科等の特質に応じた言語活動の充実の視点」

―「知識及び技能を活用して課題を解決する」３つの過程―

1　物事の中から問題を見いだし，その問題を定義し解決の方向性を決定し，解決　方法を探して計画を立て，結果を予測しながら実行し，振り返って次の問題発見・解決につなげていく過程
2　精査した情報を基に自分の考えを形成し，文章や発話によって表現したり，目的や場面，状況等に応じて互いの考えを適切に伝え合い，多様な考えを理解したり，集団としての考えを形成したりしていく過程
3　思いや考えを基に構想し，意味や価値を創造していく過程

資料編９　「思考･判断･表現の過程」

小学校学習指導要領解説「総則編」　Ｐ４８～５４
中学校学習指導要領解説「総則編」　Ｐ４８～５４

３　学びに向かう力，人間性等を涵養すること

「どのように社会や世界と関わり，よりよい人生を送るか」に関わる「学びに向かう力，人間性等」は，「知識及び技能」と「思考力や判断力，表現力等」をどのような方向性で働かせていくかを決定付ける重要な要素であることが示された。また，児童生徒の情意や態度等に関わるものであることから，他の二つの柱以上に，児童生徒や学校，地域の実態を踏まえて指導のねらいを設定していくことが重要となることが示された。

― 情意や態度等を育んでいくために ―

これまでの我が国の学校教育の豊かな実践を生かし，体験活動を含めて，社会や世界との関わりの中で，学んだことの意義を実感できるような学習活動を充実させていくことが重要となる。教育課程の編成及び実施に当たっては，児童の発達の支援に関する事項も踏まえながら，学習の場でもあり生活の場でもある学校において，児童一人一人がその可能性を発揮することができるよう，教育活動の充実を図っていくことが必要である。

小学校学習指導要領解説「総則編」　Ｐ３９・４０
中学校学習指導要領解説「総則編」　Ｐ３９・４０

旭川市では…

― 「育成を目指す資質・能力」と旭川市の目指す子ども像 ―

《未来の創り手となる「学びに向かう力，人間性等」の涵養》

―どのように社会・世界と関わり，よりよい人生を送るか―

1　主体的に学習に取り組む態度を養うこと
2　自己の感情や行動を統制する力を身に付けること
3　よりよい生活や人間関係を自主的に形成する態度を養うこと
4　多様性を尊重する態度や互いのよさを生かして協働する力を身に付けること
5　持続可能な社会づくりに向けた態度を養うこと
6　リーダーシップやチームワーク，感性，優しさや思いやりなどを涵養すること

旭川市の目指す子ども像

進んで学び，深く考える子ども
豊かな心をもつ子ども
健やかな体をもつ子ども
旭川の良さを知り，誇りをもつ子ども

総合的にとらえて構造化

《児童生徒の発達の段階に応じた，基礎的・基本的な「知識及び技能」の確実な習得》

―何を理解しているか，何ができるか―

1　知識や技能の質や量を高め，思考や判断，表現等を深めることや社会・世界と自己との多様な関わり方を見いだしていくこと
2　思考や判断，表現等を伴う学習活動や社会や世界との関わりの中で学ぶことへの興味を高める学習活動等により，児童生徒の知識や技能を確かなものとしたり，新たな知識や技能を習得すること

《教科横断的な視点に立った，知識及び技能を活用して課題を解決する「思考力，判断力，表現力等」の育成》

―理解していること・できることをどう使うか―

1　「生きる力」や各教科等を通して育まれる資質・能力を身に付けること
2　学習の基盤となる資質・能力を身に付けること
3　現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を身に付けること

本校では…

― 「育成を目指す資質・能力」と本校の目指す子ども像 ―

1　知識及び技能が習得されるようにすること

本校の児童生徒は，…

そのため，本校では，…

2　思考力，判断力，表現力等を育成すること

本校の児童生徒は，…

そのため，本校では，…

3　学びに向かう力，人間性等を涵養すること

本校の児童生徒は，…

そのため，本校では，…